

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2020年7月(2020.6.23～2020.7.20)

法令情報

1. 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 <政令第203号>(2020.6.24公布、2020.7.1施行他)

新たに酸化コバルト(Ⅱ)及びジブチルスタンナンが「毒物」に、ふっ化ナトリウム等14種が「劇物」に指定されました。

当該物質を扱う事業者は毒物及び劇物取締法に基づく管理等が必要です。

<参考>電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200022&Mode=3>

<参考>厚労省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10736.html

2. 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令

<厚生労働省令第134号>(2020.7.1公布、2021.4.1施行他)

建築物等の解体作業を行う場合における石綿等の使用の有無に関する事前調査について、義務事項が追加されます。工事事業者は、調査結果記録を3年間保存かつ現場に備えること(2021.4.1施行)や一定規模以上の解体等の工事については、石綿等の使用の有無にかかわらず労働基準監督署に調査結果を報告する(2022.4.1施行)必要があります。その他、建築物に係る事前調査を行う者の要件(2023.10.1施行)も追加されます。

当該解体作業等を行う工事事業者等に適用されます。

<参考>電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200033&Mode=3>

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<環境省令第18号>(2020.7.16公布、同日施行)

非常災害が毎年のように全国各地で頻発し災害廃棄物が大量に発生している状況を踏まえた対応です。産業廃棄物処理施設において、応急措置として届出(法第15条の2の5)にて災害で発生した一般廃棄物を処理することができるようになりました。

産業廃棄物処理施設を有する事業者は適用できます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/108215.html>

<参考>電子政府 <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200008&Mode=3>

<参考リンク>法令検索サイト

https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

以 上